

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	
(1) 個別事業等に関連した実践的・試行的活動の内容・結果等 ① 子どもセンターにおける各種活動 平成26年1月にオープンした「石巻市子どもセンター」は、子どもの権利・子ども参加の理念に基づき児童厚生施設として運営・管理され、利用方法などについても子どもたち自身が検討する「子ども会議」を設置し、子どもたちが地域の一員として商店街と連携しながら様々な事業の企画を行い、中心市街地の活性化に貢献するものである。	
[2] 都市計画との調和等	
(1) 都市計画マスタープラン 第5章 都市計画マスタープランの基本方針（抜粋） 4. 将来都市構造 (1) まちの拠点 ①都市核拠点 石巻駅周辺の既成市街地は、まちの都市核拠点と位置づけ、商業機能や行政サービス機能、業務機能だけではなく、居住機能の再生や多くの人が集まる多様で楽しめる機能を集積し、石巻市の顔として活性化を目指します。 (2) まちの土地利用 ①都市づくりゾーン 石巻地域及び河南地域、河北地域の一部については、コンパクトな都市づくりを推進するゾーンと位置づけ、良好な都市環境の形成を目指します。	
[3] その他の事項	
(1) 国の地域活性化施策との連携 本計画と併せて、地域再生計画である「東日本大震災からの復興まちづくりと被災者を支える地域包括ケアの展開」を策定し、両計画を連携して実行することで、中心市街地のさらなる活性化を図っていく。	